

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

【現行】

（工事の始期）

第4条 工事の始期は、契約締結日の翌日から90日以内とする。

【改正後】

（工事の始期）

第4条 工事の始期は、契約締結日の翌日から**180日**以内とする。

【現行】

イ 特記仕様書には次のとおり記載することとする。

第〇条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期の期限は、契約締結日の翌日から90日以内の〇年〇月〇日、工事の終期の期限は、〇年〇月〇日とする。

【改正後】

イ 特記仕様書には次のとおり記載することとする。

第〇条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期の期限は、契約締結日の翌日から**180日**以内の〇年〇月〇日、工事の終期の期限は、〇年〇月〇日とする。

【現行】

ア 条件付き一般競争入札の個別公告に次のとおり記載することとする。

1 入札に付する事項

工期

（本工事は余裕期間制度（フレックス方式）（注）対象工事である。）

契約を締結した日の翌日から〇年〇月〇日まで

ただし、本工事は余裕期間制度（フレックス方式）対象工事のため、次に記載した工事の始期の期限及び工事の終期の期限の間で、受注者は工事の始期及び終期を設定（※1）することができる。

工事の始期の期限：契約締結日の翌日から90日以内の〇年〇月〇日まで

工事の終期の期限：〇年〇月〇日まで

（※1）受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第108号）により工事の始期及び終期を担当部署に通知すること。なお、工事の始期及び終期は、日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

【改正後】

ア 条件付き一般競争入札の個別公告に次のとおり記載することとする。

1 入札に付する事項	
工期 (本工事は余裕期間制度(フレックス方式)(注)対象工事である。)	契約を締結した日の翌日から○年○月○日まで ただし、本工事は余裕期間制度(フレックス方式)対象工事のため、次に記載した工事の始期の期限及び工事の終期の期限の間で、受注者は工事の始期及び終期を設定(※1)することができる。 工事の始期の期限：契約締結日の翌日から180日以内の○年○月○日まで 工事の終期の期限：○年○月○日まで (※1)受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書(様式第108号)により工事の始期及び終期を担当部署に通知すること。なお、工事の始期及び終期は、日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

【現行】

(3) 手続3(受注者)

フレックス方式を実施する受注者は、契約締結前に工事の始終期通知書(様式第108号)により工事の始期及び終期を発注者に通知するものとする。

【改正後】

(3) 手続3(受注者)

ア フレックス方式を実施する受注者は、契約締結前に工事の始終期通知書(様式第108号)により工事の始期及び終期を発注者に通知するものとする。

イ 受注者は、工事の始期または終期の変更を希望する場合、工事の始終期変更届(様式第109号)を発注者に提出し、発注者の承諾を受けることとする。

【現行】

附 則(令和元年管第129号建技第186号)

この要領は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

【改正後】

附 則(令和3年3月8日管第178号建技第468号)

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。